

資料提供
広報取材依頼

情報提供日	令和7年4月25日
問い合わせ先	大田市建設部都市計画課（白坏、近重） TEL0854-83-8174

「五十猛町特定空家等除却（略式代執行）について」

1. 行 事 名	五十猛町特定空家等除却（略式代執行）について
2. 目 的	空家特措法第22条第10項に基づき、五十猛町特定空家等の略式代執行を行う
3. 開催（実施）期間	令和7年5月9日（金）
4. 開催（実施）時間	9時40分～10時40分
5. 開催（実施）場所	大田市五十猛町 2089 番地 3
6. 主 催	大田市建設部都市計画課
7. 後 援	
8. 参加・入場者数	船木副市長、伊藤都市計画課長、辻課長補佐 白坏係長、近重主任主事
9. 行事の内容	（全体の概要、特徴的なものなど） 令和6年度大田市が認定した五十猛町の特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に基づく空家等）について、大田市副市長より代執行宣言を行い、大田市では2件目の特定空家等の略式代執行（除却）を執り行います。
10. 特記事項	① 事前に人数を把握させていただきます。取材にお越しいただける報道各社におかれましては、 <u>5月7日（水）までに上記の問い合わせ先へご連絡いただきますようお願い致します。</u> ② 当日は9時40分から報道各社様への説明時間を設けております。添付資料2会場レイアウト記載の代執行宣言参加者待機場所へお越しいただきますようお願い致します。 ③ 対象の空家は大変危険な状態です。ご参加される方は、ヘルメットをご持参いただき、周辺を通行する際は十分に注意して通行するようにお願い致します。 ④ 雨天決行とします。
11. 添付資料	資料1 五十猛町特定空家等除却(略式代執行)について 資料2 会場レイアウト 資料3 周辺地図

令和 7 年度五十猛町特定空家等除却工事（略式代執行）について

1. 略式代執行とは

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家特措法」とする）では、空家等の中でも「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」にあると認められる空家等を「特定空家等」としています。略式代執行とは、特定空家等の所有者が特定できない場合に、空家特措法第 22 条第 10 項の規定により、市町村長自ら又はその措置（除却等）を命じた者、若しくは委任した者が措置をすることを言います。

2. 特定空家等の概要

【場 所】大田市五十猛町 2089 番地 3

【建物用途】住宅

【建物構造】木造瓦葺 2 階建 【延べ面積】64.69 m²

【建物状態】・ 2 階窓が外れ雨風等が侵入。屋根瓦、窓庇等が腐朽し既に大量の瓦礫が落下

・ 住宅密集地に所在。前面道路の市道は幅員が 1.36m の箇所もあり歩行者が建物から離れた所を通ることも難しい状況。同じく前面道路の赤道は道幅が狭く、屋根瓦等の落下で危険なため通行止めの状態

【不良度判定】住宅：155/D ランク、周囲：95/D ランク

【建物所有者】所有者及び相続人不確知

【敷地所有者】所有者及び相続人不確知



3. 特定空家等の経過

令和2年 1月 8日 市民から相談・苦情 1回目
以後、周辺住民等から令和6年7月末までに計4回の相談
令和5年 7月24日 現地調査・不良度判定の実施
令和6年 4月 4日 現地調査・不良度判定の実施（2回目）
令和6年 9月 3日 登記簿調査（建物は未登記）
令和6年11月20日 大田市空家等対策協議会
（特定空家等の判断及び略式代執行の検討）
令和7年 3月 7日 特定空家等の認定
令和7年 4月 1日 大田市役所掲示板等に公告文を掲示
令和7年 5月 8日 公告終了予定

4. 略式代執行を行う理由

- ・所有者及び相続人が確知できないため、適正管理や除却等の義務を負う者がいない
- ・建物の老朽化が進み、屋根や一部外壁がすでに崩壊している状態
- ・前面市道側に屋根瓦等の落下があり、通行人への危険性がとても高い状態
- ・周辺の建物が近接しており、倒壊した場合に大きな被害が想定される

5. 略式代執行の工事概要

【工事着手日】令和7年5月9日（金）9時40分～10時40分（予定）

代執行宣言をおこなった後に除却工事に着手 ※雨天でも実施します

【場 所】大田市五十猛町2089番地3

【解体業者】株式会社山崎組

【スケジュール】

9:40～ 報道各社等への説明
10:00～ 代執行宣言
10:05～ 工事着手（足場設置）
10:15～ 報道機関からの質疑回答

6. 除却工事の費用等

除却工事にかかる費用 1,815,000 円

※工事内容の変更等で費用が変わる場合があります

【財 源】国費 907,000 円（1/2）県費 300,000 円（定額）

大田市一般財源 608,000 円（令和7年度当初予算）



